



Gifu Shotoku Gakuen

2024 学友会 INFORMATION



岐阜聖徳学園大学短期大学部学友会
岐阜聖徳学園大学学友会(岐阜キャンパス分室)



Gifu Shotoku Gakuen

INDEX

I

新入生の皆さんへ

学友会執行委員会岐阜キャンパス分室 室長 山田逸斗	2
短期大学部学友会 会長 谷口 凜	3

II

岐阜キャンパス学友会紹介

2024年度岐阜聖徳学園大学学友会 岐阜キャンパス分室・短期大学部学友会 役員名簿	4
岐阜キャンパス学友会紹介	5

III

活動内容

2023年度岐阜キャンパス学友会活動実績	6
----------------------------	---

IV

岐阜キャンパス サークル紹介

クラブ・サークル一覧	7
各クラブ・サークル紹介	8~12

V

参照

岐阜聖徳学園大学 学友会公認クラブ・サークル一覧 (活動場所主に羽島キャンパス)	13
岐阜キャンパス施設案内	14
岐阜キャンパス学生会館2階 平面図	15

VI

学友会規約・会則

岐阜聖徳学園大学短期大学部学友会会則	16~17
岐阜聖徳学園大学学友会会則	18~22
四大学友会岐阜キャンパス分室会則	23

編集後記	24
------------	----

I 新入生の皆さんへ



学友会執行委員会 岐阜キャンパス分室 室長からのメッセージ

山田 逸斗

経済情報学部 経済情報学科2年

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

心から祝福いたします。今年度、岐阜キャンパス分室室長を務めさせていただきます、山田逸斗です。

今、皆さんは楽しみな気持ちと不安な気持ちが混在していると思います。新たな環境での生活ということもあり、充実した生活を送ることができるのか、仲間ができるのかなど不安要素があると思います。

私も入学した当初、不安しかありませんでした。しかし、今になっては、とても楽しく充実した学生生活を送っています。それには理由があります。その理由とは、自ら積極的に行動を起こしたからです。決して受け身にならず、周囲の仲間たちに話しかけたりサークルの見学をしたりした結果、たくさんの仲間ができ、楽しい生活を送っています。もし受け身になっていたら、今の生活とはかけ離れたものになっていたかもしれません。

岐阜聖徳学園大学は設備も充実していますし、教授の方々をはじめ、かかわってくださっている大人の方が親身です。そのため、安心して学生生活を送ることができます。環境は十分すぎるほど整っているため、あとは自分自身にこの環境の中でどのように動いていくかです。

大学生では高校生の時よりも自由に使うことができる時間が増えます。しかし、その時間も有意義なことに使わなければ意味のないものになってしまいます。自分がやりたいことを見つけ、それに没頭するためにぜひ時間を使ってください。

皆さんが楽しい学生生活を送れることを何より願っています。



短期大学部学友会 会長からのメッセージ

谷口 凜

短期大学部 幼児教育学科第一部2年

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

今年度、学友会執行委員会短期大学部会長を務めさせていただきます、谷口凜です。

皆さんは今どんな気持ちですか。友達はあるのか、勉強についていけるのか不安や新たなことに挑戦できる期待など、様々な気持ちがあると思います。しかし、これから2年間という短い期間ですが、たくさんの新しいことに挑戦することができます。

本学では、皆さんの大学生活がより楽しくなるような、サークル活動や学園祭、球技大会などの学業以外の活動も行っています。今年度も多くの学生の皆さんに楽しんでもらえるような活動を行っていきたいと考えているので、ぜひ皆さんも参加してみてください。きっと新しい仲間との出会いも広がります。

私たち学友会は、主に学校行事の企画や運営を行っています。学友会は少し固いイメージがあると思いますが、学部・学年関係なくとても仲が良く、優しく楽しい仲間がたくさんいます。私は、一年前に学友会に入り、たくさん仲間に出会いました。この学友会に入っていなかったら、他の学部の人や先輩方と今のような関係を作ることはできなかったと思います。

ぜひ、私たちと一緒に岐阜聖徳学園大学を盛り上げてほしいです。学友会に入ったこと絶対に後悔はさせません。

学友会一同、皆さんのことをお待ちしております。そして、皆さんの学校生活がより豊かになることを心より願っています。

II 岐阜キャンパス学友会紹介

▶ 2024年度 岐阜聖徳学園大学学友会岐阜キャンパス分室 役員名簿

役職	氏名	学部・学科	学年
室長	山田 逸斗	経済情報学部	2
副室長	高味 瑠生	経済情報学部	2
会計	中島 由里加	経済情報学部	2
会計監査	松岡 万希	経済情報学部	2
書記	浅見 咲良	経済情報学部	2
選挙管理委員	神戸 京花	経済情報学部	2
庶務	坂井 一茶	経済情報学部	2
庶務	塚本 好太郎	経済情報学部	2
庶務	橋爪 心之介	経済情報学部	2
庶務	八木 優来	経済情報学部	2
庶務	安田 快渡	経済情報学部	2

▶ 2024年度 岐阜聖徳学園大学短期大学部学友会 役員名簿

役職	氏名	学部・学科	学年
学友会長	谷口 凜	短期大学部幼児教育学科第三部	2
副会長	柳澤 美優	短期大学部幼児教育学科第三部	2
会計	棚橋 彩華	短期大学部幼児教育学科第三部	2
会計監査	三輪 桃巳	短期大学部幼児教育学科第三部	2
書記	宮崎 桃羽	短期大学部幼児教育学科第三部	3
選挙管理委員	高橋 早良	短期大学部幼児教育学科第三部	3

▶ 岐阜キャンパス学友会

モットー ▶ **楽しいキャンパスライフを!!**

▶ プロフィール

分室長 山田 逸斗

顧問 なし

部員 34人

部費 なし

活動日 毎週火曜日

時間 12:30~13:00

場所 学生会館

▶ 昨年度の活動状況

- ・入学式補助
- ・入学奉告本山参拝補助
- ・新入生歓迎会
- ・フレッシュマンスタッフ研修
- ・全学協議会
- ・クレマチス祭
- ・イルミネーション点灯式
- ・次期学友会役員選挙
- ・ニューリーダーズ研修会
- ・卒業式補助
- ・卒業記念パーティー補助

▶ 今年度活動予定

- ・フレッシュマンキャンプ(短大)
- ・入学奉告本山参拝
- ・新入生歓迎会
- ・フレッシュマンスタッフ研修
- ・全学協議会
- ・クレマチス祭
- ・イルミネーション点灯式
- ・球技大会
- ・次期学友会役員選挙
- ・ニューリーダーズ研修会
- ・卒業記念パーティー

新入生の皆さんへ…

新入生の皆さん御入学おめでとうございます。

さて、「学友会」と聞くとすごく難しいことをやっている固いイメージがあると思いますが、そんなことはありません。仲間達と楽しく活動をしています。

学友会では数々のイベントを企画から実施まで学生だけの力で取り組んでいます。仲間達と共に苦勞し、共に笑い、たまには怒りながら、やりきった時の感動は、一生忘れることのない素晴らしい思い出になるでしょう。

一歩踏み出す勇気が、貴方を変える。 “さあ 私たちと一緒に やってみよう!”。



III 活動内容

▶ 2023年度 活動実績

-
- | | |
|-----|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none">・入学式補助・新入生オリエンテーション（勧誘）・入学奉告本山参拝・新入生歓迎会・勤行補助 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none">・フレッシュマンスタッフ研修・勤行補助 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none">・勤行補助 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none">・勤行補助 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none">・全学協議会・五街道ウォークwith文京学院大学（信州信濃） |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none">・勤行補助 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none">・クレマチス祭・防災総合訓練補助・勤行補助 ・イルミネーション点灯式 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none">・報恩講（短期大学部）・勤行補助 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none">・岐聖祭（in羽島キャンパス）・勤行補助 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none">・ニューリーダーズ研修会 |
| 2月 | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none">・卒業式補助・卒業記念パーティー補助 |
-

※強調文字の行事は、原則学友会全員参加行事です。

IV

岐阜キャンパス サークル紹介

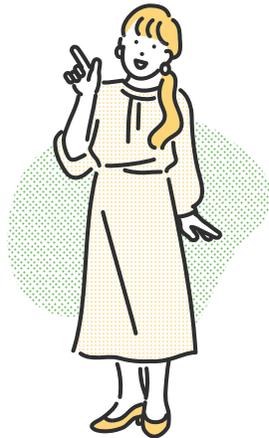
▶ 岐阜キャンパス サークル一覧

体育系

- ・バスケットボールサークル
- ・バドミントンサークル
- ・硬式テニス（休部中）
- ・ダンスサークル
- ・サバイバルゲーム

文化系

- ・茶華道サークル
- ・SA(Student Adviser)
- ・軽音サークル
- ・人形劇団ぶんちく
- ・eスポーツ部
- ・ACT
- ・災害支援ボランティアサークル



▶ ① バスケットボールサークル

モットー ゆるく楽しく

▶ プロフィール

部長 木本 瑞穂

顧問 内藤 譲

部員 20名

部費 0円

活動日 火曜日

時間 16:30~20:00

場所 体育館

▶ 昨年度の活動状況

- ・練習
- ・練習試合
- ・球技大会参加
- ・クレマチス参加

▶ 今年度活動予定

- ・練習
- ・練習試合
- ・球技大会
- ・クレマチス参加



新入生の皆さんへ…

サークルには多くの出会いがあります。友達を作りたい人は是非、参加してみてください。「ゆるく楽しく」を基本に活動しているので、初心者の方でも大歓迎です。先輩から単位取得の極意、教えてもらいましょう。連絡先: J1122062@gifu.shotoku.ac.jp (部長: 木本瑞穂まで)

▶ ② バドミントンサークル

モットー 学生同士の交流から大学生活を豊かに!

▶ プロフィール

部長 谷田 蒼馬

顧問 寶壺 貴之

部員 38名

部費 0円

活動日 火曜日

時間 16:30~18:30

場所 体育館

▶ 昨年度の活動状況

- ・練習

▶ 今年度活動予定

- ・練習
- ・新入生歓迎会



新入生の皆さんへ…

初心者でも大歓迎! みんなで楽しもう!!
連絡先: J1123084@gifu.shotoku.ac.jp (部長: 谷田蒼馬まで)

▶ ③硬式テニス（休部中）

モットー ▶ 自由に気軽に活動!

▶ プロフィール

部 長

顧 問 寶壺 貴之

部 員 00名

部 費 0円

活動日 火曜日(雨天中止)

時 間 16:30~18:00

場 所 多目的コート

▶ 昨年度の活動状況

・練習

▶ 今年度活動予定

- ・練習
- ・新入生歓迎会
- ・フレッシュマン研修会
- ・ニューリーダーズ研修会



新入生の皆さんへ…

御入学おめでとうございます! 新入部員 絶賛募集中!
 男女問わず、初心者の方、ラケットのない方、友達を作りたい方 Everything OK♥
 見学、体験入部お待ちしております。
 入部、体験希望者は、学生課までお越しください。

▶ ④ダンスサークル

モットー ▶ 楽しく自分らしく!

▶ プロフィール

部 長 安達 星奈

顧 問 内藤 譲

部 員 5名

部 費 0円/月

活動日 木曜日

時 間 16:30~18:00

場 所 地域子育て支援センター

▶ 昨年度の活動状況

- ・練習
- ・クレマチス祭 出店
(くじ引き)

▶ 今年度活動予定

- ・練習
- ・クレマチス祭



新入生の皆さんへ…

ご入学おめでとうございます! K-POP、J-POPのコピーダンスを主にしています!
 休憩の合間にいろんな話をしたりして、楽しく活動しています!
 初心者・経験者問わず大歓迎です!興味がある方はぜひ来てください!
 連絡先: J1122003@gifu.shotoku.ac.jp(部長:安達星奈まで)

▶ ⑤茶華道サークル

モットー ▶ **楽しく仲良くのんびりと!**

▶プロフィール

部 長 井上 聖斗

顧 問 石田 開

部 員 00名

部 費 0円

活動日 不定期

時 間 昼休・課外

場 所 学生会館2階和室

▶昨年度の活動状況

- ・茶話会
- ・クレマチス祭

▶今年度活動予定

- ・茶話会
- ・クレマチス祭



新入生の皆さんへ…

サークルや部活の兼部OK! 先輩や他学部との繋がりができて、交友関係が広がります。お昼を食べながらワイワイガヤガヤ楽しくやっています。少しでも気になった方は気軽にご連絡ください。連絡先:J1122023@gifu.shotoku.ac.jp(部長:井上聖斗まで)

▶ ⑥SA (Student Adviser)

モットー ▶ **楽しく、仲良く、元気よく**

▶プロフィール

部 長 山田 晴貴

顧 問 城福 雅仲

部 員 10名

部 費 0円

活動日 火曜日

時 間 12:30~

場 所 大学内教室

▶昨年度の活動状況

- ・新入生歓迎会
- ・クレマチス祭
- ・イベント(ドッジボール大会etc)

▶今年度活動予定

- ・新入生歓迎会
- ・フレッシュマン研修
- ・シラパスの作成・配布
- ・履修登録のサポート
- ・クレマチス祭
- ・イベント(ドッジボール大会etc)



新入生の皆さんへ…

入学おめでとうございます。楽しく、元気にやっています。こんなことやってみたいという志をもって入部してくれる人、多くのコネクタを持ちたいという方、大歓迎です! 入部お待ちしております! 連絡先:J1122168@gifu.shotoku.ac.jp(部長:山田晴貴まで)

▶ ⑦ 軽音サークル

モットー ▶ **楽しく、本気で**

▶ プロフィール

部 長 宮井 優多

顧 問 寶壺 貴之

部 員 27名

部 費 500円

活動日 日曜以外(任意参加)

時 間 16:30~20:00

場 所 西倉庫

▶ 昨年度の活動状況

- ・新歓ライブ ・腕試しライブ
- ・夏ライブ
- ・クレマチス祭ライブ
- ・クリスマスミニライブ
- ・卒業ライブ

▶ 今年度活動予定

- ・新歓ライブ ・腕試しライブ
- ・夏ライブ
- ・クレマチス祭ライブ
- ・クリスマスミニライブ
- ・卒業ライブ



新入生の皆さんへ…

このサークルの部員の多くが大学から楽器を始めていますので楽器をやったことない人、
持っていない人でも安心して見学に来てください!
必要なのはやる気と音楽が好きならその気持ちだけ!!
連絡先: J1122156@gifu.shotoku.ac.jp (部長: 宮井優多まで)

▶ ⑧ 人形劇団ぷんちく

モットー ▶ **観ている相手を楽しませるのは勿論のこと、自分も楽しいが一番**

▶ プロフィール

部 長 亀井 宙哉

顧 問 熊田 武司

部 員 3名

部 費 0円

活動日 火・木 (増減あり)

時 間 12:30~13:00

場 所 児童文化実習室

▶ 昨年度の活動状況

- ・幼稚園、保育所、地域の
お祭り等で学外講演

▶ 今年度活動予定

- ・学外講演
- ・遠征講演



新入生の皆さんへ…

御入学おめでとうございます。
経済情報学部、短期大学部など所属学部は問いません! 初心者の方も大歓迎! “やってみたい”
“興味がある”という方は、是非、一度覗いてみてください!!
見学だけでもけっこうです。
連絡先: T1323011@gifu.shotoku.ac.jp (部長: 亀井宙哉まで)

▶ ⑨ eスポーツ部

モットー **気づき、考え、行動する。**

▶ プロフィール

部長 大竹 涼真

顧問 鈴木 貴晶

部員 20名

部費 0円/月

活動日 水・木(その他オンライン)

時間 16:30~19:00

場所 252 教室

▶ 昨年度の活動状況

- ・クレマチス祭参加
- ・岐聖祭参加
- ・他大学との交流
- ・イベントの補助

▶ 今年度活動予定

- ・クレマチス祭参加
- ・岐聖祭参加
- ・学生大会参加



新入生の皆さんへ…

e-スポーツの大会に興味を持っている方やe-スポーツ関連のイベントに興味を持っている方を募集しています。

SNS等で活動をあげていますので、良かったら確認してください。

連絡先: J1122032@gifu.shotoku.ac.jp(部長:大竹涼真まで)

▶ ⑩ 災害支援ボランティアサークル

モットー **自分らしさを、誰かのために**

▶ プロフィール

部長 下村 春佳

顧問 大成 利広

部員 5名

部費 なし

活動日 不定期

時間 不定期

場所 活動により異なります

▶ 昨年度の活動状況

- ・献血促進活動
- ・災害支援金の立ち上げ
- ・防災パンフレットの作成
- ・各種ボランティア活動参加

▶ 今年度活動予定

- ・新型コロナウイルス感染症発生前の活動に戻していく予定。



新入生の皆さんへ…

ご入学おめでとうございます。自分じゃない誰かのためにボランティアしてみませんか?

他大学とも繋がる活動も行っていく予定です!

卒業するサークル部員が多いため、新入生、皆さんの力が必要です。

入部お待ちしております。入部希望者は学生課へ。

▶ 岐阜聖徳学園大学 学友会公認クラブ・サークル一覧(活動場所主に羽島キャンパス)

体育連盟所属

- ・硬式野球 (強化指定)

- ・サッカー (強化指定)

- ・水泳 (強化指定)

- ・女子ソフトボール (強化指定)

- ・男子ソフトボール (強化指定)

- ・男子ハンドボール (強化指定)

- ・ゴルフ部 (強化指定)

- ・空手道

- ・剣道

- ・硬式テニス

- ・女子ハンドボール

- ・女子バスケットボール

- ・女子バレーボール

- ・スキーインストラクション

- ・スポーツライミング

- ・ソフトテニス

- ・卓球

- ・男子バスケットボール

- ・男子バレーボール

- ・バドミントン

- ・フットサル

- ・ラグビー

- ・陸上競技

文化連盟所属

- ・ウィンドアンサンブル

- ・科学実験サークル 遊Science

- ・管弦楽団 (オーケストラ)

- ・救命救急サークル G☆SET

- ・教育研究会 かつぱの会

- ・ギターマンドリン

- ・軽音楽

- ・劇団Du

- ・茶華道

- ・書道

- ・救命救急サークル G☆SET

- ・児童文化研究部どろんこ

- ・地域児童育成企画サークル それいけ!ぐんぐん隊

- ・発達障がい児支援ボランティア カジクラブ

- ・Voice Harmony

- ・漫画研究会

- ・よさこいサークル 柳

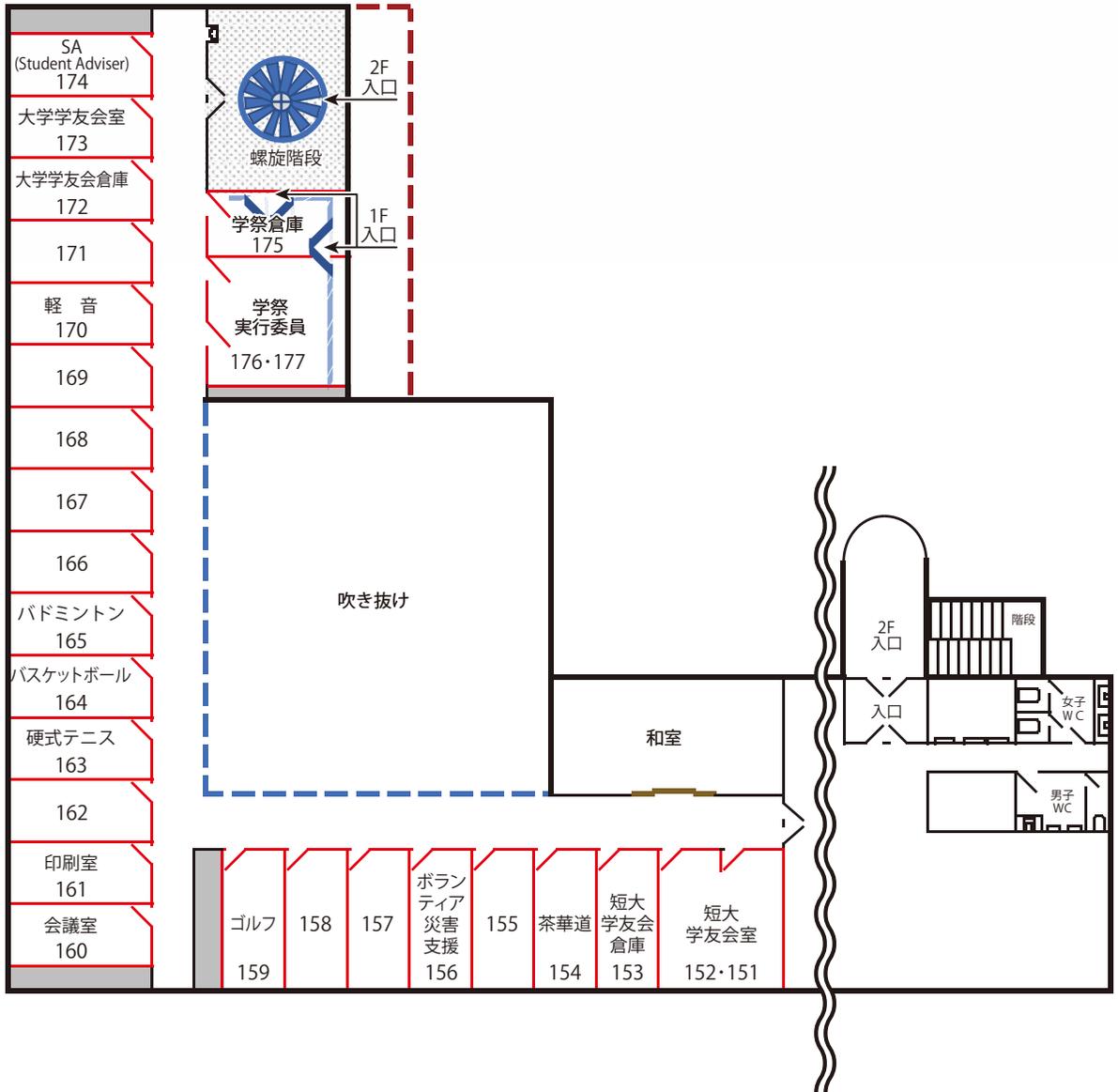
- ・落語研究会 笑タイム

- ・レクリエーション研究会

▶ 岐阜キャンパス施設案内

施設名	施設説明
教務課・教育実習課 *3号館2階	2年間、3年間、4年間の授業関係のことなど一手に引き受けてくれているところです。大学は高校時代のように担任の先生が引っ張ってってくれる訳ではありません。すべて自己責任で受ける授業の申し込み(履修登録)などをやらなくてはいけないのです。だからこそわからないことは、どんどん聞いて自分が有利になるよう活用しましょう!!
学生課 *2号館1階	学生生活上で困ったことは、学生課へ相談。奨学金、課外活動の仕方、学生証の発行関連、住所・氏名変更、通学関連、指定寮について、被災手続きなどなどあります。いろいろ相談に乗ってくれます。新サークルを作りたいときは、まず学生課に相談してみましょう。
保健室 *2号館2階	学内で急に体調が悪くなったり、ケガをしたりした場合に対応してくれます。また、通学中や正課中、課外活動などでのケガに関係する学生教育研究災害保険の手続きなどにも対応してくれます。
学生相談室 *1号館3階	臨床心理士がカウンセラーとして相談に応じてくれます。一人で悩まずに相談してみてください!
就職課 *3号館2階	就職活動は、まずここから始まります。1年生の頃から目標を定めて学生生活を送れば、自然と学習に対しても、クラブ・サークル活動に対しても、さらにはアルバイトに対してやる気が溢れ出てくること間違いなしです。さらに、さまざまなスキルアップの為の資格講座など開催してくれます。資格講座に制限はありません。積極的に参加してみましょう。これからの行動が、就職活動で必要になってくる自己PRや志望動機を書くネタになっていきます!
庶務課 *2号館2階	ここには、『証紙券売機』と『証明書自動発行機』があります。各種対策講座、実習費などで必要な証紙はここで購入します。授業料等、学納金に関することは庶務課に相談してください。
学生食堂 *学生会館1階	昼食の時はもちろん、授業と授業の間の休み時間や放課後などは、学生食堂で友達や先輩とジュースでも飲みながら、語り合ってみてはいかがですか?
部室 *学生会館2階	ここには、岐阜キャンパスで活動するクラブ・サークルの部室がほとんど集まっています!! ここにくれば、大半のクラブ・サークルの人たちと会うことができるので、ぜひ、足を運んでみてください! ※クラブハウス以外で活動しているクラブ・サークルもあるので、この冊子のサークル紹介のページを読んで活動場所を確認してから見学してね!
コンピュータ自習室 254・340など *254・・・2号館5階 *340・・・3号館4階	自由にコンピュータを使うことができる場所。 ここでレポート作成やインターネットでの資料検索などいろいろな事ができます☆ 254,341,342,446,447PC室は、いつでも使用可能(授業使用中は不可)です。 340は常時使用可。
教員研究室 *2号館7階(短大) *3号館6・7階(経済)	ここは、講義をしてくださる先生方の部屋です。 先生と仲良くなっていろいろな情報をもらっちゃおう!! もしかしたら、先生達の違う一面も見えちゃうかも(笑)
図書館 *4号館2階	書籍利用ばかりではなく、視聴覚ライブラリーでDVDやビデオを視聴できます。時間があるときにじっくり浸ってみてはいかが?でも、おしゃべりは禁物です!! 欲しい本がもしなかったら、リクエストすることも出来ます!!

▶ 岐阜キャンパス 学生会館2階 平面図



VI 学友会規約・会則

岐阜聖徳学園大学短期大学部 学友会会則

第1章 総則

第1条

本会は岐阜聖徳学園大学短期大学部学友会と称する。

第2条

本会は岐阜聖徳学園大学短期大学部の全学生をもって組織する。

第3条

本会は学生の自主的諸活動により、学生生活全般の向上と充実に努め、併せて学園の発展に寄与することを目的とする。

第4条

本会運営の適正を期するため、機関として「学友会総会」を置く。

第5条

- 会長は、学友会を代表し、会務を統括する。
- 副会長は、会長を助け、会長事故あるときは、その事務を代行する。
 - 会長・副会長は、立候補者及び執行委員会において、選出された候補者の中から総会の議を経て決定する。
 - 執行委員として、会長1名、副会長2名、会計2名、書記1名を置く。
 - 会計、書記は会長が指名する。
 - 会長以下執行委員の任期は1年(4月1日から翌年3月31日まで)とし、再任を妨げない。

第6条

執行委員は、総会の議に基づき、事業を企画し執行する。

第2章 学友会総会

第7条

学生の総意機関として学友会総会を置く。

第8条

- 学友会総会は、会長・副会長の選考、規約の改正があると認められた場合これを招集する。
- 学友会総会は、会長がこれを招集する。

第9条

学友会総会は、全学生の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第10条

学友会総会の招集は、原則として1週間前に公示しなければならない。

第11条

学生は学友会総会において、執行委員会の委員を解任することができる。

- 前項の総会は、全学生の3分の1以上の要請によることを必要とし、その議決は出席者の3分の2以上の賛成を得ることを必要とする。

第3章 クラス代表

第12条

各学年の各クラスより次の5名を選出し代表とする。

- 代議員 2名
- 学友会活動委員 3名

第13条

代議員は、次の任務を行う。

- 学友会執行委員会とクラスとの連絡をとる。
- 総会において、責任をもって審議する。
- クラス内の融和を図る。
- 代議員の任期は卒業年次までとする。
- 欠員が生じた場合、クラス内の検討により直ちに補充するものとする。

第14条

学友会活動委員は、次の任務を行う。

- 学友会の事業において、執行委員のもと活動する。
- 総会において、責任をもって審議する。
- 学友会活動委員の任期は卒業年次までとする。
- 欠員が生じた場合、クラス内の検討により直ちに補充するものとする。

第4章 クラブ・サークル組織

第15条

教養、趣味、特技等と同じくする同行者をもってクラブ・サークルを結成することができる。

第16条

クラブ・サークルは、原則として部員5名以上を有し、本会の公認を得たものであることを成立要件とする。(ただし、その活動が不活発な場合には、クラブとしての公認を取り消されることがある。)

- 公認のクラブは、予算の分配を受けることができる。

第17条

各クラブに部長及び副部長及び会計を置く。その任期は、1年(4月1日から翌年3月31日まで)とし再任を妨げない。

第5章 同好会

第18条

私的に同好の者が集まって活動する団体を結成することができる。

第19条

代表・副代表を擁し、設立を希望する当該年度の4月末までに同好会登録申請書を提出し、学生課長の承認があることを設立要件とする。

第20条

クラブ・サークル室および教室・活動施設の利用は不可とする。なお、通常学生が利用する場所(学生食堂等)は可とする。

第21条

活動にかかる予算の分配を受け取ることはできない。

第22条

学生教育研究災害傷害保険の適用不可とする。ただし、ボランティア活動を行う場合に限り、課外活動許可願を提出し、大学に承認された案件には適用可とする。

第23条

対外的に大学名を使用することは不可とする。ただし、ボランティア活動を行う場合に限り、課外活動許可願を提出し、大学に承認された案件には適用可とする。

第24条

新入生歓迎会及び大学祭等の学校行事への参加は不可とする。

第25条

将来的に公認クラブ・サークルへの昇格を希望する場合は、公認クラブ・サークルの設立条件を満たすことを必要とする。

第26条

各同好会に部長及び副部長を置く。その任期は、1年(4月1日から翌年3月31日まで)とし再任を妨げない。

第6章 全学協議会

第27条

本会会員と大学の教員・職員との意思疎通と相互理解のために、全学協議会をおく。

第7章 会計経理

第28条

本会の経費は、学友会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

第29条

会費の収納及び現金の出納は、本学会計係に委嘱する。

第8章 会長・副会長の選出

第30条

会長・副会長の選挙は、全会員の無記名直接投票をもって行う。

第31条

投票率が全会員の過半数に達しない場合無効となり再び選挙を行わなければならない。なお、投票に参加出来ない場合は委任状を提出することを必要とする。

第32条

本会員は、立候補及び候補を推薦することができる。ただ

し、会員中3名以上の推薦者を得なければならない。

第33条

候補者は、推薦者の中から責任者1名を選び責任者自筆署名の立候補申込書を選挙管理委員会に提出し、正式候補者として確認されなければならない。

〈選挙管理委員会〉

第34条

選挙管理委員の任期は、卒業年度までとする。

第35条

選挙管理委員会は、正副各1名の委員長を置く。

第36条

副委員長は委員長が指名する。

第37条

選挙管理委員が立候補しようとする場合は、選挙管理委員を辞退しなければならない。ただし、その候補による欠員が生じた学年は直ちにこれを補充しなければならない。

第38条

選挙管理委員は、選挙運動をしてはならない。

第39条

立候補届出期間、選挙運動期間及び選挙実施に必要な事項の決定は、選挙管理委員会が行う。

附 則

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年1月19日開催:学友会総会一括承認)

岐阜聖徳学園大学 学友会会則

前文

岐阜聖徳学園大学学友会(以下 本会)は、母校の発展と本会会員の健全な自治の確立を目指して創設された。そして、学生のさらなる発展的な活動のため、学内の現状に対応した新たな「学友会会則」を制定する。本会会員はこの会則を厳守し、また会則は本会会員のために遵守されることを願う。

第1章 総則

第1条 名称及び本部

本会は、岐阜聖徳学園大学学友会と称し、本部を岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目一番地の岐阜聖徳学園大学羽島キャンパスにおく。ただし本部所在地は関係地方自治体の定めるところによる。

第2条 目的

本会は、学生の自主活動を通じて学生生活の向上を目指し、会員同士の融和をはかり、我が校の伝統と文化と精神を継承することを目的とする。

第3条 構成

本会は、本学の教育学部、外国語学部、看護学部、経済情報学部、短期大学の学生をもって組織する。(以下本会会員と称する。)ただし、本学短期大学の会則については

別に定める。

第4条 会員の義務

会員の義務は下記に定める。

- 1、本会会員は、本会の会則ならびに決議を遵守する義務を負う。
- 2、本会会員は、会則所定の会費を納入する義務を負う。

第5条 会員の権利

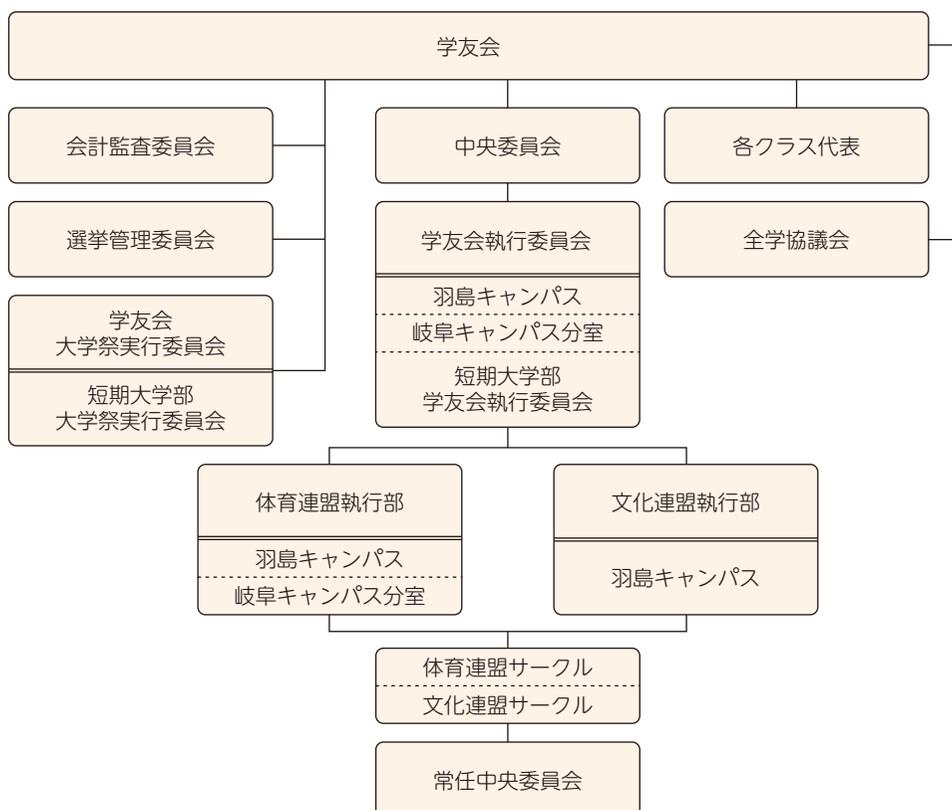
会員の権利は下記に定める。

- 1、本会会員は、本会の団体が主催する行事などに参加する権利を有する。
- 2、本会会員は、学友会執行委員会役員の選挙権、被選挙権を有する。学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部役員の選挙権、被選挙権は、それぞれの連盟に加盟している会員のみが有する。
- 3、本会会員は、本会の各機関に対し、活動や運営について報告を求め、意見を述べる権利を有する。
- 4、本会会員は、本会の各機関で行われる会議を傍聴し、議事録の閲覧を求める権利を有する。
- 5、本会会員は、本会の会則ならびに決議を遵守しない者に対し、活動停止を要求する権利を有する。

第2章 組織図

第6条 組織

本会の組織は次の通りです。



第3章 役員及び機構

第1節 役員

第7条 種類

本会運営の適正を期すために、次の役員をおく。

- 1、学友会執行委員
- 2、短期大学部学友会執行委員
- 3、短期大学部大学祭実行委員
- 4、大学祭実行委員
- 5、クラス代表(兼中央委員)
- 6、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部
- 7、学友会選挙管理委員
- 8、会計監査委員
- 9、各サークル部長

第8条 任期

役員の任期は4月1日から3月31日までの1年間とし、再任は妨げない。

第9条 補充

役員欠員を生じた場合、ただちに補充する。補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 兼任

役員の兼任については以下のように定める。

- 1、学友会執行委員は会計監査委員、各サークル部長以外兼任することが出来ない。
- 2、クラス代表は各サークルの部長、大学祭実行委員以外兼任することが出来ない。
- 3、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部は会計監査委員、各サークルの部長以外兼任することが出来ない。
- 4、大学祭実行委員は会計監査委員、クラス代表、各サークル部長以外兼任することが出来ない。
- 5、各サークルの部長は、会計監査委員を兼任することはできない。さらに兼任に関しては第1項、第2項、第3項、第4項に従うものとする。
- 6、学友会選挙管理委員は会計監査委員、各サークルの部長以外兼任することは出来ない。
- 7、原則として3種類以上の役員を兼任することが出来ない。会計監査委員は、この原則に含まないものとする。

第2節 機構

第11条 種類

本会の運営の適正を記すため、次の機構をおく。

- 1、中央委員会
- 2、学友会執行委員会、短期大学部学友会執行委員会
- 3、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部
- 4、学友会大学祭実行委員会、短期大学部大学祭実行委員会
- 5、学友会選挙管理委員会
- 6、会計監査委員会

第4章 中央委員会

第12条 構成および権限

中央委員会は、各クラス代表、学友会執行委員、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部、学友会文化連盟・学友会体育連盟所属サークルの代表者によって構成され、本会の最高決議機関とする。サークルの代表について以下のように定める。

両連盟常任委員会で決定された各5名を常任中央委員とする。学友会執行委員、及び両連盟執行部が必要と判断した場合は、非常任中央委員として各5名まで招集できる。

第13条 開議

開議について以下のように定める。

- 1、年に2回開かれる定期中央委員会
- 2、第15条に定める規定により開かれる臨時中央委員会

第14条 中央委員会の期日

定期中央委員会は、原則として前期、後期にそれぞれ1回ずつ行う。

第15条 臨時中央委員会の開議

臨時中央委員会については以下のように定める。

- 1、本会会員の3分の1以上の要求があった場合。
- 2、学友会会長が必要と認めた場合。

第16条 招集

中央委員会は学友会会長がこれを招集する。

第17条 成立および議決

中央委員会は、議決権を有する構成委員の3分の2以上の出席を持って成立とする。議決は、議決権を有する出席者の過半数による。ただし、第23条2項、3項に関する議決は、出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

第18条 会議の流れ

会議は、定刻を15分以上経過しても定員に満たない場合、会議の流れを宣言し、改めて同一議題で会議を招集する。

第19条 中央委員会の公示、傍聴および発言権

中央委員会は、会議の実施2週間以上前に公示され、本会会員は自由に会議の傍聴ができる。また、議長が認めた場合に限り傍聴者は会議中に発言することができる。ただし、傍聴者は、議決権を有しないものとする。

第20条 議事録の閲覧

中央委員会の議事録は、本会会員の要求があった場合にはいつでも閲覧に供する。

第21条 議決権

中央委員会の構成員の議決権は、以下のように定める。

- 1、各学年・各クラス代表:各1票
- 2、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部:各1票
- 3、常任中央委員:各1票
- 4、非常任中央委員:各1票

第22条 中央委員会の審議事項

中央委員会の審議事項は、以下のように定める。

- 1、学友会執行委員会の提案の審議、決定
- 2、活動停止対象団体あるいは個人を活動停止にするかしないかの審議、決定
- 3、会則訂正の審議
- 4、予算案の承認、中間報告、決算報告の承認
- 5、その他、学友会執行委員会の必要と認めた事項

第23条 議長団選出

中央委員会議長団は、学友会執行委員会によって構成される。議長団は、議長1名、副議長1名、書記1名以上とする。

第24条 議長の権限

議長は、会議中に進行を妨げる行為を成したものに対して、退場させる権限をもつ。なお、退場者が議決権を所有していた場合、その議決権は全て無効となる。

第25条 中央委員会の委任状

中央委員会において委任状を認める。

第26条 委任状の受付

委任状の受付は、以下のように定める。

- 1、委任状は、中央委員会の公示時点から受付を始め、中央委員会前日の17時00分に締め切る。
- 2、委任状は、学友会執行委員が受ける。

第27条 委任状の無効

次の場合、委任状は無効となる。

- 1、受付期間を過ぎたもの。
- 2、学友会執行委員会が発行した委任状でないもの。
- 3、必要事項が書いていない(不完全な)もの。
- 4、欠席理由が第28条に当てはまるもの。

第28条 無効となる欠席理由

次のような欠席理由は、委任状の提出資格を失うものとする。

- 1、サークル活動。ただし、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部が許可した場合を除く。
- 2、医療機関における診療予約。ただし、後日証明できるものを持参した場合を除く。
- 3、中央委員会当日の体調不良。ただし、後日証明できるものを持参した場合を除く。
- 4、その他の行事。ただし、学友会執行委員会が認めた場合を除く。
- 5、個人的理由(アルバイトなど)。

第29条 4年生の特別委任

4年生の会員が、中央委員会を欠席している場合、議長は中央委員会の出席者の承認により、全面委任したものとみなし、出席扱いにする事ができる。この場合、4年生の会員は、委任状を必要としない。

第5章 学友会執行委員会

第30条 構成

本会には、原則として次の執行委員をおく。

- 1、会長:1名
- 2、副会長:2名
- 3、会計:1名
- 4、会計補佐:1名
- 5、庶務:1名以上

第31条 任務

学友会執行委員は、次の任務を行う。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- 3、会計は、本会の会計を処理する。
- 4、庶務は、本会の事務を処理する。

第32条 任期

学友会執行委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第33条 任命

会計、庶務は学友会会長が任命する。

第34条 補充

副会長、会計、庶務に欠員が生じた場合は、学友会会長の任命により直ちに補充する。補充により就任した学友会執行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 学友会執行委員会会議

第35条 構成および期限

学友会執行委員会会議は、学友会執行委員を持って構成し、本会の総合的な企画、運営を行う最高執行機関である。

第36条 開議

学友会執行委員会会議は、次の場合開ける。

- 1、週1回の定例会議。
- 2、その他の臨時会議。

第37条 臨時会議の開議

臨時会議は、次の場合に開かれる。

- 1、会長が要求した場合。
- 2、本会会員が要求した場合。

第38条 議長

学友会執行委員会会議の議長は、学友会会長が兼任する。

第39条 定例会議による審議事項

定例会議による審議事項は、以下のように定める。

- 1、中央委員会、会議案の提出。
- 2、その他、学友会会長が必要と認めた事項。

第7章 クラス代表

第40条 構成

各学年の各クラスにクラス代表をおく。それぞれ以下のように定める。

1、1年生および2年生

教育学部、外国語学部、看護学部、経済情報学部

- (1)教育学部においては、各学科・課程により定められたクラスより1名選出し代表とする。
- (2)外国語学部においては、各クラスより1名選出し代表とする。
- (3)看護学部においては、各クラスより1名選出し代表とする。
- (4)経済情報学部においては、各クラスより1名選出し代表とする。

2、3年生

前期は1・2年生と同様に定める。後期はその年度に開講される卒業研究準備期(ゼミ)別に決められた代表者1名ずつをクラス代表(ゼミ代表)とする。

3、4年生

その年度に開講される卒業研究(ゼミ)別に定められた代表者1名ずつをクラス代表(ゼミ代表)とする。

第41条 任務

クラス代表は、次の任務を行う。

- 1、学友会執行委員会とクラスとの連絡をとる。
- 2、中央委員会の会議において、中央委員として責任を持って審議する。

3、クラス内の融和をはかる。

第42条 選出

クラス代表は、原則として4月に決定し、任期は1年とする。ただし、3年生は10月に卒業研究別に改めて決定する。

第8章 学友会文化連盟執行部 学友会体育連盟執行部

第43条 運営

学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部の運営に関しては、各連盟執行部の規約に基づく。

第44条 学友会監査

学友会執行委員会は学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部の運営を監査する。

第45条 連盟会議

連盟会議は、以下のように定める。

1、構成

連盟会議は、学友会執行委員会及び学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部の執行部員をもって構成する。

2、開議

- (1)学友会長が要求した場合。
- (2)学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部の執行部員が要求した場合。

第9章 学友会大学祭実行委員会

第46条 構成及び任務

大学祭実行委員会は、学友会執行委員会の任託団体であり、本会会員の有志により組織し、大学祭の企画、運営に関しては、大学祭実行委員会の規約に基づく。

第47条 学友会監査

学友会執行委員会は、大学祭実行委員会の運営を監査する。

第10章 選挙

第48条 運営

選挙管理委員会の運営・構成に関しては、選挙規約及び選挙管理委員会の規約に基づく。

第11章 会計監査委員会

第49条 会計監査委員会

会計監査委員会は、学友会執行委員会・学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部・大学祭実行委員会及び選挙管理委員会の会計総理を監査する。

第50条 構成

会計監査委員会は、学友会執行委員会・学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部・大学祭実行委員会及び選挙管理委員会の会計各1名以上と、中央委員会でクラス代表から各学部より1名ずつ選出し、8名以上で構成する。

第12章 会計経理

第51条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第52条 経費

本会の経費は次による。

- 1、会費10,000円(4ヶ年分)
- 2、寄付金、その他収入など

第53条 納入

本会会費の納入方法は、本学入学時に学納金と同時に納入することとする。留年生については、会計に直接現金で納めることとする。一旦納入した会費は原則として返却しないものとする。

第54条 編入生・留年生の扱い

3年次編入生の会費として5,000円(2ヶ年分)、留年生については、毎年会費として25,000円(1ヶ年分)と定める。

第55条 収納及び出納

本会会費の収納及び出納は、会計がこれを行う。

第56条 決算報告及び予算案の協議

本会会長及び会計は、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部及び大学祭実行委員会の決算報告を受け、それを基に次年度の予算案について協議を行う。また、学友会執行委員会と選挙管理委員会は互いに決算報告を提出し、それを基に予算案について協議を行う。

第57条 監査

会計は、会計監査委員会による会計監査を受けなくてはならない。

第58条 会計報告

会計は、本会会員に対し会計報告を公示し、中央委員会にてその承諾を得なければならない。

第13章 活動停止

第59条 活動停止について

本会則において活動停止とは、加盟サークルは各所属連盟の規約に基づくものとし、個人については学友会からの退会を指す。

第60条 活動停止の対象

次の行為を成した団体及び会員は、別記の規程により活動停止とする。

- 1、本会則に反した行為を成したもの。
- 2、学友会執行委員会及び学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部の活動に対して、その支障をきたす行為を成したもの。
- 3、学友会費を納入しないもの。
- 4、その他、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部によって決定された事項に反したもの。

第61条 活動停止期間

加盟サークルについては、各所属連盟の規約に基づくものとし、個人については承諾された日より1年間とする。

第62条 活動停止の警告

学友会執行委員会は、活動停止の対象となる団体及び会員に、活動停止の手続きを行う前に警告を発しなければならない。

第63条 活動停止の手続きの猶予

学友会執行委員会は、活動停止の対象となる団体及び会員に警告を発した場合、7日間は連盟会議に申請を行うことは出来ない。7日後、改善が見られない場合は申請を行うことが出来る。

第64条 活動停止の方法

学友会執行委員会、学友会文化連盟執行部・学友会体育連盟執行部は活動停止の対象となった団体及び会員を活動停止とする申請を連盟会議に申請する。決定には連盟会議(各執行部部員3分の2以上)の出席者の4分の3以上の承諾を必要とする。

第65条 反論権

活動停止の対象となった団体あるいは会員は、連盟会議において反論権を有する。また、中央委員会は、これを保障しなければならない。

第66条 不服申し立て

活動停止の決定を受けた団体あるいは会員は、決定通知受理後7日以内ならば学友会執行委員会に対して決定不服申し立てを行うことが出来る。学友会執行委員会は必ずこれを受理し、第64条に定める手続きを行わなければならない。

第67条 活動停止の再決定

中央委員会において、再度の活動停止決定が行われた場合には、活動停止が最終的に決定する。

第68条 活動停止の要求

本会会員及び団体が活動停止の要求を行う場合、学友会執行委員会に仮申請を行わなければならない。学友会執行委員会は仮申請を受理し、審査の上、適応と認められた場合、第64条の手続きをとらなければならない。

第14章 連絡機関

第69条 連絡機関

本会会員と本大学の教員・職員との意思疎通と相互理解のために、全学協議会(全学協議会規程は大学規程による)を通じてこれを行う。

第70条 連絡機関

学友会の全学協議会は、下記の参加を持って構成する。

- (1) 学長、各学部長及び各学部学生委員会
- (2) 事務局長、各部長及び学生課長
- (3) 学友会執行委員会 5名
- (4) 学友会体育連盟執行部 2名
- (5) 学友会文化連盟執行部 2名
- (6) 学友会大学祭実行委員会 2名
- (7) 短期大学部学友会 5名
- (8) 短期大学部大学祭 2名

第71条 全学協議会の開催

全学協議会は、原則として年1回開催し、大学と協議の上で、学友会会長がこれを招集する。

第72条 議長

全学協議会の議長は、学長がこれを行う。

第73条 オブサーバー

学長は、オブサーバーとして他の教育職員・事務職員・学生や地域住民・行政・経済界等の代表の出席を要請する事が出来る。

第74条 全学協議会の記録

全学協議会の記録は、学友会執行委員会庶務がこれを行う。

第15章 本会則の改正

第75条 改正

本会則の改正には、中央委員会の決議を必要とする。

附則

第1条

本会則は、2006年11月1日より公布とし、翌年2007年4月1日より試行する。

第2条

本会則の解釈に関し、疑義の生じた場合、その解釈決定は慣例・その他学友会執行委員会で行う。

第3条

本会則が対処できない特別な状況に際し、本会の運営により円滑にするため、特別条例を作成することが出来る。

- 1、特別条例は、学友会会長が発議し、中央委員会にはかり、出席者の3分の2以上の承認を必要とする。
- 2、特別条例は、その年度の学友会執行委員会の公認により、有効期限は任期前日までとする。

四大学友会 岐阜キャンパス分室 会則

第1章 総則

第1条 名称・本部

本会は学友会執行委員会岐阜キャンパス分室と称する、活動場所を学生会館173に置く。

第2条 目的

本会は学生生活・学友会活動の発展を目指し、生徒がより充実した生活を送られることを目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ・学生主体の研修会実施。
- ・学生主体の行事の企画、運営。
(新入生歓迎会などがこれにあたる。なお行事の規約、運営方針は各々定めるものとする。)
- ・学校行事には補助員として参加する。
(入学式、本山参拝、卒業式など、また各式典)

第2章 組織

第4条 会員

本会の会員は学友会執行委員とし、本会の目的に合った活動に自主的に良識をもって実践する者で組織する。また会員は本会の目的を逸脱して、また、他のサークル・部員の迷惑となる行為をしてはならない。

第5条 入会

本会に入会を希望する者は室長の承認を受けなければならない。

第6条 会員資格の消滅

本会の会員資格は次の事由で消滅する

- ・会員からの退会の申し出があった場合。
- ・会員として著しく本会の名誉を傷つけ、または、本会則に違反するとして、室長から除名処分を受けた場合。

第3章 役員

第7条 役員

本会の役員は次の通りとする。

室長1名 副室長2名 会計2名 会計監査1名 書記2名

第8条 役員を選出

本会の役員は本会内で選出する。

最終的な役員の決定権は室長が有する。

第9条 役員の任期

役員の任期は1年とする。

(4月1日～3月31日迄)

第4章 会計

第10条 部費

本会の支出は、運営経費、サークル部費その他の必要と認められるものに限る。

第5章 その他

第11条 会則遵守

本会会員は本会会則を守る義務がある。

第12条 会則改定

本会則の変更には、部員の3分の2以上が必要と認められた時にこれを行う。

第13条 会則の発効

本会会則は平成23年4月1日より施行する。

編集後記

ここまで読んでいただきありがとうございました。

学友会の活動内容や、サークルの活動内容や、サークルについて知っていただき、興味を持っていただければ嬉しく思います。学生生活を楽しく過ごすための材料にサークルがあると私たちは思います。

ぜひ、サークルの見学に行き、興味のあるサークルを見つけ、入ってみてはいかがでしょうか。きっと楽しい学生生活になると思います。

では、楽しい学生生活をお送りください。

岐阜聖徳学園大学短期大学部 学友会
岐阜聖徳学園大学学友会岐阜キャンパス分室

編集責任者

岐阜聖徳学園大学学友会岐阜キャンパス分室 室長 山田逸斗



Gifu Shotoku Gakuen

発行：2024年5月1日

編集発行：岐阜聖徳学園大学短期大学部学友会

岐阜聖徳学園大学学友会岐阜キャンパス分室

〒500-8288 岐阜市中鷺1丁目38番地

TEL:058-278-0711(代)